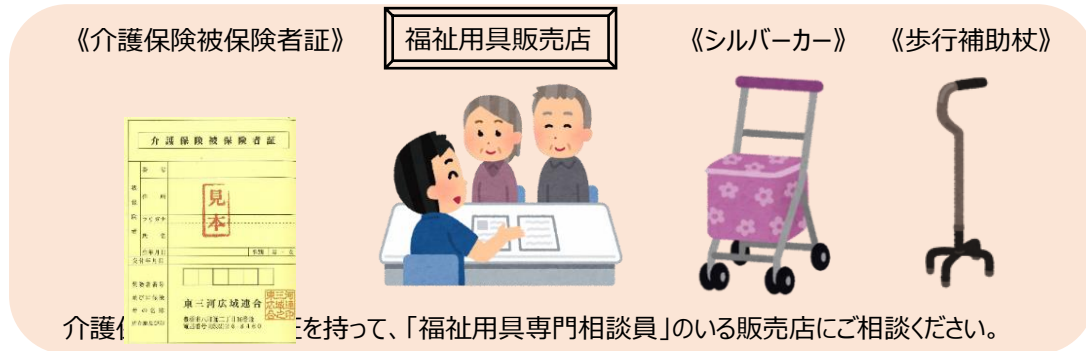



シルバーカー等購入費補助金のご案内

65歳以上で要支援認定等があり、歩行に不安がある方を対象に、歩行の補助として使用するシルバーカー及び歩行補助杖を購入する費用の一部を助成します。

※購入前に申請が必要です。購入後には申請できませんのでご注意ください。

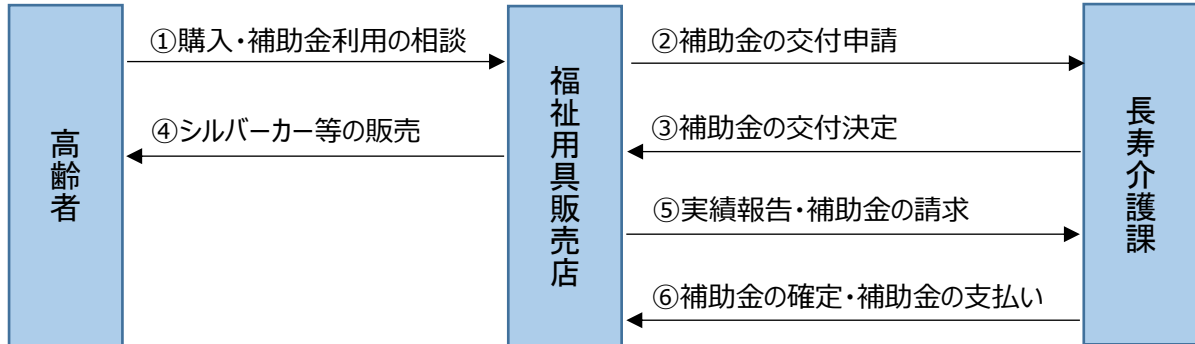


助成の対象となる方	<p>市内に在住する65歳以上で、足腰の衰え等により歩行に不安があり、シルバーカー等を購入するもので、以下の条件のいずれにも該当する方。</p> <p>① シルバーカー：介護予防・日常生活支援総合事業対象者又は要支援1・2の認定があること 歩行補助杖：介護予防・日常生活支援総合事業対象者であること (介護保険被保険者証を販売店に提示してください。)</p> <p>②概ね3年以上継続してシルバーカー等の利用ができること</p> <p>③過去にこの助成を受けていないこと(1人1回限り)</p>
助成の対象となる商品	<p>SG規格適合商品(※)又は介護保険制度の(介護予防)福祉用具貸与対象商品のうち、以下のいずれかの商品(どちらか1点のみ)。</p> <p>※(一財)製品安全協会が定める安全性の認定基準の適合商品 </p> <p>①シルバーカー(歩行補助車)：4輪で移動し、椅子としての機能又は荷物入れを有し、屋外で使用するもの ※歩行器や歩行車、ショッピングカート、サイドカー等は対象外です。</p> <p>②歩行補助杖：杖先が4点以上に分岐して地面に接しているもの</p>
助成金額	<p>送料やメンテナンス費用等を含まない本体価格(消費税を除く)の2分の1以内(100円未満切り捨て)で、以下の金額が上限です。</p> <p>①シルバーカー：10,000円</p> <p>②歩行補助杖：5,000円</p>
助成の対象となる販売店【補助申請者】	<p>市内に営業所のある福祉用具等の販売店で、以下のいずれかの店舗。</p> <p>①福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の指定事業所として、東三河広域連合に登録されている販売店</p> <p>②福祉用具専門相談員(任用資格を含む)を配置している販売店</p>

お問い合わせ先 豊橋市役所 長寿介護課 地域支援推進グループ
電話 0532-51-2333

シルバーカー等購入費補助金の申請手順

■ 補助金申請の流れ



■ 申請手続

①補助金利用の相談	シルバーカー等の購入を考えている高齢者は、 <u>購入前に</u> 福祉用具販売店にシルバーカー等購入費補助金を利用した購入手続について相談してください。 必要書類：事業対象者又は要支援1・2の認定のある介護保険被保険者証
②補助金の交付申請	購入の相談を受けた販売店は、シルバーカー等購入費補助金交付申請書に以下の書類を添付して、市役所長寿介護課に提出してください。 添付書類：(1)商品のカatalog等の写し(SG規格適合商品又は福祉用具貸与対象商品であることが確認できるもの) (2)見積書(商品総額と本体価格の内訳が確認できるもの) (3)福祉用具専門相談員(任用資格を含む)の証明書の写し ※東三河広域連合の福祉用具の指定事業所の場合は不要 (4)高齢者の介護保険被保険者証の写し
③補助金の交付決定	長寿介護課は申請書の内容が条件を満たしていた場合、交付決定通知書を販売店に送付します。
④シルバーカー等の販売	交付決定通知書を受け取った販売店は、高齢者に連絡し、補助金額を差し引いた価格でシルバーカー等を販売し、領収書を発行してください。
⑤実績報告・補助金の請求	販売店は、シルバーカー等購入費補助金交付実績報告書、請求書、領収書の写し(受領金額と補助金控除前の商品の総額がわかるもの)を長寿介護課に提出してください。 ※提出期限は、販売後30日以内又は年度末のいずれか早い期日です。
⑥補助金の確定・補助金の支払い	長寿介護課は、実績報告書の内容が交付決定の条件を満たした場合、補助金の確定通知を行い、実績報告書の提出月の翌月末までに、販売店の指定口座に補助金を振り込みます。

****補助金の申請と受領は福祉用具販売店になります。必ず購入前にご相談ください。****